

健康増進事業費県補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は市町村に対し、健康増進法（健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）第17条第1項及び第19条の2に基づく健康増進事業、及び健康増進事業実施要領に係る県補助金を予算の範囲内において交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、法第17条第1項及び第19条の2、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるものほか、この交付要綱に定めるところによる。

(交付対象事業)

第2条 交付の対象となる事業は、次に掲げる保健事業とする。

法第18条第2項及び第19条の3の規定に基づき市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の規定に基づく一部事務組合を含む。以下同じ。）が行う事業。

(交付額の算定方法)

第3条 前条の保健事業に対する補助金の交付額は、次により算出された額とする。

健康教育費から訪問指導費の事業ごとに、別紙単価基準表に定める基準額と、定める対象経費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額の合計とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、事業ごとに、これを切り捨てるものとする。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、知事の定める日とし、その提出部数は1部とする。

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は、廃止をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(請求書の提出)

第7条 市町村は、補助金の支払いを受けようとするときは、前条の通知書を受理後、様式第3号の請求書を知事に提出するものとする。

(状況報告)

第8条 市町村は、知事の要求があったときは、事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第9条 規則第13条の報告書の様式は、様式第4号のとおりとする。

2 市町村は、事業が完了したとき、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了するときは、速やかに報告書と関係書類をそれぞれ1部、知事に提出しなければならない。

(確定通知書の様式)

第10条 規則第14条の確定通知書の様式は、様式第5号、様式第6号のとおりとする。

(確定による返還等)

第11条 前条による様式第6条の確定通知書を受けた市町村は、別途送付する納入通知の期限内に超過交付額を返還しなければならない。

(処分制限財産の指定等)

第12条 規則第19条第2号に規定する知事の定めるものは、事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 同条ただし書に規定する知事の定める期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号により厚生労働大臣が別に定める期間とする。

(書類の整備等)

第13条 市町村は、当該対象事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならぬ。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該対象事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならぬ。

(その他)

第14条 この要綱に定めるほか、補助金の交付に関し必要な事項は別途知事が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

この要綱は、平成22年7月1日から適用する。

この要綱は、平成23年5月2日から適用する。

この要綱は、平成24年11月21日から適用する。

この要綱は、平成25年12月18日から適用する。

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

別紙 単価基準表（健康増進事業費県補助金）

基 準 額		対 象 経 費																	
1 健康教育費(補助率2／3) 次により算定した額の合計額 (1) 個別健康教育費 実施方法別に次表の基準単価に実施人員を乗じた額		健康教育事業の実施に必要な報酬、給料(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、役務費(通信運搬費、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施方法</th><th>基 準 単 価(円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高血圧 医療機関実施</td><td>17,280</td></tr> <tr> <td>高血圧 市町村実施</td><td>16,650</td></tr> <tr> <td>糖尿病 医療機関実施</td><td>23,320</td></tr> <tr> <td>糖尿病 市町村実施</td><td>17,049</td></tr> <tr> <td>脂質異常症 医療機関実施</td><td>17,680</td></tr> <tr> <td>脂質異常症 市町村実施</td><td>17,184</td></tr> <tr> <td>喫煙 医療機関実施</td><td>6,100</td></tr> <tr> <td>喫煙 市町村実施</td><td>6,708</td></tr> </tbody> </table>		実施方法	基 準 単 価(円)	高血圧 医療機関実施	17,280	高血圧 市町村実施	16,650	糖尿病 医療機関実施	23,320	糖尿病 市町村実施	17,049	脂質異常症 医療機関実施	17,680	脂質異常症 市町村実施	17,184	喫煙 医療機関実施	6,100	喫煙 市町村実施	6,708
実施方法	基 準 単 価(円)																		
高血圧 医療機関実施	17,280																		
高血圧 市町村実施	16,650																		
糖尿病 医療機関実施	23,320																		
糖尿病 市町村実施	17,049																		
脂質異常症 医療機関実施	17,680																		
脂質異常症 市町村実施	17,184																		
喫煙 医療機関実施	6,100																		
喫煙 市町村実施	6,708																		
(2) 集団健康教育費 人口区分ごとに次のとおりとする																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>人口区分</th><th>基 準 単 価(円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1万人未満</td><td>639,000</td></tr> <tr> <td>1万人以上3万人未満</td><td>678,000</td></tr> <tr> <td>3万人以上10万人未満</td><td>757,000</td></tr> <tr> <td>10万人以上30万人未満</td><td>920,000</td></tr> <tr> <td>30万人以上</td><td>1,729,000</td></tr> </tbody> </table>		人口区分	基 準 単 価(円)	1万人未満	639,000	1万人以上3万人未満	678,000	3万人以上10万人未満	757,000	10万人以上30万人未満	920,000	30万人以上	1,729,000						
人口区分	基 準 単 価(円)																		
1万人未満	639,000																		
1万人以上3万人未満	678,000																		
3万人以上10万人未満	757,000																		
10万人以上30万人未満	920,000																		
30万人以上	1,729,000																		
2 健康相談費(補助率2／3) 次により算定した額 人口区分ごとに次のとおりとする		健康相談事業の実施に必要な報酬、給料(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、役務費(通信運搬費、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>人口区分</th><th>基 準 単 価(円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1万人未満</td><td>138,000</td></tr> <tr> <td>1万人以上3万人未満</td><td>170,000</td></tr> <tr> <td>3万人以上10万人未満</td><td>256,000</td></tr> <tr> <td>10万人以上30万人未満</td><td>483,000</td></tr> <tr> <td>30万人以上</td><td>1,934,000</td></tr> </tbody> </table>		人口区分	基 準 単 価(円)	1万人未満	138,000	1万人以上3万人未満	170,000	3万人以上10万人未満	256,000	10万人以上30万人未満	483,000	30万人以上	1,934,000						
人口区分	基 準 単 価(円)																		
1万人未満	138,000																		
1万人以上3万人未満	170,000																		
3万人以上10万人未満	256,000																		
10万人以上30万人未満	483,000																		
30万人以上	1,934,000																		
3 健康診査費(補助率2／3 ただし、肝炎ウィルス検診費のうち無料検診実施自己負担分を除く) 次により算定した額の合計額 (1) 健康診査費 ア 当該年度において40歳以上74歳以下の年齢に達するものに対する健康診査及び当該年度において75歳以上の年齢に達するものに対する健康診査 実施方法別に次表の基準単価に受診人員を乗じた額 個別健診		健康診査事業の実施に必要な報酬、給料(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、役務費(通信運搬費、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施方法</th><th>基 準 単 価(円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被保護世帯等 基本項目のみ</td><td>8,360</td></tr> <tr> <td>被保護世帯等 基本項目+詳細項目</td><td>10,640</td></tr> <tr> <td>非課税世帯 基本項目のみ</td><td>7,520</td></tr> <tr> <td>非課税世帯 基本項目+詳細項目</td><td>9,570</td></tr> <tr> <td>その他 基本項目のみ</td><td>5,850</td></tr> <tr> <td>その他 基本項目+詳細項目</td><td>7,450</td></tr> </tbody> </table>		実施方法	基 準 単 価(円)	被保護世帯等 基本項目のみ	8,360	被保護世帯等 基本項目+詳細項目	10,640	非課税世帯 基本項目のみ	7,520	非課税世帯 基本項目+詳細項目	9,570	その他 基本項目のみ	5,850	その他 基本項目+詳細項目	7,450				
実施方法	基 準 単 価(円)																		
被保護世帯等 基本項目のみ	8,360																		
被保護世帯等 基本項目+詳細項目	10,640																		
非課税世帯 基本項目のみ	7,520																		
非課税世帯 基本項目+詳細項目	9,570																		
その他 基本項目のみ	5,850																		
その他 基本項目+詳細項目	7,450																		

別紙 単価基準表（健康増進事業費県補助金）

集団健診

実施方法		基準単価(円)
被保護世帯等	基本項目のみ	7,120
	基本項目+詳細項目	7,890
非課税世帯	基本項目のみ	6,420
	基本項目+詳細項目	7,110
その他	基本項目のみ	4,980
	基本項目+詳細項目	5,520

※ 基本項目＝基本的な健診項目のみ実施…特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一条一項の一号から九号に定める項目

※ 詳細項目＝詳細な健診項目の実施…特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一条一項の十号に基づき厚生労働大臣が定める項目のうち、いずれか一つ以上行った場合

※ 個別健診＝(予約なし健診)…医療機関の施設で行う形態で、一般の外来患者と同様に、健診の日時を定めずに実施するもの。(受診者が診療を目的として来院している患者に混じって健康診査を受診する形態。)

※ 集団健診＝(指定日健診)…医療機関(健診センター含む)市町村保健センター、公民館等の施設や検診車で行う形態で、健診日時を指定して行うもの。(個別健診に該当しないもの。)

※ 被保護世帯等…当該受診者と同一世帯員と認められた世帯員が生活保護法による生活扶助、医療扶助等を単給又は併給のいずれかを問わず受けている場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律による支援給付を受けている場合をいう。

※ 非課税世帯…同一世帯員として認められたすべての世帯員が当該年度において市町村民税が課税されていない者である場合をいう。

イ 当該年度において40歳以上74歳以下の年齢に達するものに対する保健指導費

実施方法別に次表の基準単価に利用者人員を乗じた額

動機付け支援

実施方法		基準単価(円)	
当該年度内に初回面接から実績(3ヶ月後)評価まで全て行う場合	被保護世帯等	8,450	
	非課税世帯	7,620	
	その他	5,910	
年度を超えて保健指導を行う場合(保健指導の実施期間中、利用者が参加しなくなった場合も含む。)	被保護世帯等	初回面接(了)	6,769
		実績評価(了)	1,669
	非課税世帯	初回面接(了)	6,090
		実績評価(了)	1,500
	その他	初回面接(了)	4,740
		実績評価(了)	1,170

※ 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第7条第1項の規定に準ずる動機付け支援

別紙 単価基準表（健康増進事業費県補助金）

積極的支援

実施方法		基準単価(円)	
当該年度内に初回面接から実績(3ヶ月後)評価まで全て行う場合	被保護世帯等	25,110	
	非課税世帯	22,590	
	その他	17,580	
年度を超えて保健指導を行う場合(保健指導の実施期間中、利用者が参加しなくなった場合も含む。)	被保護世帯等	初回面接(了)	10,031
		継続的支援(了)	12,546
		実績評価(了)	2,509
	非課税世帯	初回面接(了)	9,030
		継続的支援(了)	11,300
		実績評価(了)	2,260
	その他	初回面接(了)	7,020
		継続的支援(了)	8,775
		実績評価(了)	1,755

※ 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第8条第1項の規定に準ずる積極的支援

※ 65歳以上の対象者については、積極的支援に該当した場合でも、動機付け支援を実施する。

※ 初回面接(了)=初回面接終了…当該年度末までに初回面接を終了している者

※ 継続的支援(了)=継続的支援終了…当該年度末までに継続的支援を終了している者

※ 実績評価(了)=実績評価終了…当該年度末までに実績評価を終了している者

ウ 訪問健康診査費

実施方法	基準単価(円)
医師に看護師を帯同させる場合	13,299
医師のみの場合	9,807

エ 介護家族訪問健康診査費

実施方法	基準単価(円)
医師に看護師を帯同させる場合	13,299
医師のみの場合	9,807

(2) 歯周疾患検診費

40歳、50歳、60歳及び70歳の者(ただし、新型コロナウイルス感染症の影響で事業を中止したことにより受診ができなかった令和2年度の対象者については、令和3年度の対象者とみなすことができる。)について対象者別に次の基準単価に受診人員を乗じた額

対象者	基準単価(円)
被保護世帯等・非課税世帯	5,320
その他の	3,720

(3) 骨粗鬆症検診費

40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の女性(ただし、新型コロナウイルス感染症の影響で事業を中止したことにより受診ができなかった令和2年度の対象者については、令和3年度の対象者とみなすことができる。)について対象者別に次の基準単価に受診人員を乗じた額

対象者	基準単価(円)
被保護世帯等・非課税世帯	5,156
その他の	3,656

(4) 渡航費

該当なしとする

別紙 単価基準表（健康増進事業費県補助金）

(5) 健康診査実施連絡等費

ア 事業実施通知費

歯周疾患検診及び骨粗鬆症検診対象者に対する個別の実施通知費

52円×通知人員

イ 受診結果連絡費

歯周疾患検診及び骨粗鬆症検診対象者の要精検者に係る医療機関から市町村への精検受診結果の連絡費

158円×連絡人員

ウ 検診記録簿作成費

健康診査の詳細な健診項目検査対象者、歯周疾患検診及び骨粗鬆症検診対象者の要精検者に係る記録簿の作成費

48円×受診人員

(6) 肝炎ウイルス検診費

ア 特定健康診査及び健康診査と同時実施

当該年度において満40歳以上となる者で実施方法別に次表の基準単価に受診人員を乗じた額

(ア) 40歳以上で5歳刻みの者(無料検診実施)

実施方法		基準単価(円)
個別方式	基本型	3,265
	B型希望無	2,587
	C型希望無	2,341
集団方式	基本型	1,642
	B型希望無	964
	C型希望無	718

(イ) 上記以外の者

実施方法		基準単価(円)
被保護世帯等及び 非課税世帯	個別方式	基本型 4,664
		B型希望無 3,696
		C型希望無 3,344
	集団方式	基本型 2,345
		B型希望無 1,377
		C型希望無 1,025
その他	個別方式	基本型 3,265
		B型希望無 2,587
		C型希望無 2,341
	集団方式	基本型 1,642
		B型希望無 964
		C型希望無 718

別紙 単価基準表（健康増進事業費県補助金）

イ 上記以外の場合

当該年度において満40歳以上となる者で実施方法別に次表の基準単価に受診人員を乗じた額

(ア) 40歳以上で5歳刻みの者(無料検診実施)

実施方法		基準単価(円)
個別方式	基本型	6,206
	B型希望無	5,529
	C型希望無	5,282

実施方法		基準単価(円)
被保護世帯等及び 非課税世帯	基本型	8,866
		7,898
		7,546
	個別方式	6,206
		5,529
		5,282
その他		

※ 個別方式…医療機関等の施設において、検診の日時を定めずに行う形態

※ 集団方式…検診の日時及び場所を指定して行う形態

※ 被保護世帯等…当該受診者と同一世帯員と認められた世帯員が生活保護法による生活扶助、医療扶助等を単給又は併給のいずれかを問わず受けている場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律による支援給付を受けている場合をいう。

※ 非課税世帯…同一世帯員として認められたすべての世帯員が当該年度において市町村民税が課税されていない者である場合をいう。

※ イにおいて、集団方式で実施した場合は、アに準ずるものとする。

ウ 自己負担相当額

肝炎ウイルス検診において40歳以上で5歳刻みの年令に達する者に対して無料検診を実施する場合の自己負担について、徴収しない場合にかぎり同額の範囲内で計上できる。

免除した「自己負担相当額」×受診人員

無料検診を行った肝炎ウイルス検診の受診者から本来徴収する自己負担金

エ 個別勧奨事務費

(ア) 40歳に達する者及び41歳以上で特定健診等及び健康診査等が実施される機会に併せて行う個別の受診勧奨にかかる事務費

72円×通知人員

(イ) (ア)以外で40歳以上で5歳刻みの年令に達する者に対する個別の受診勧奨にかかる事務費

139円×通知人員

オ 陽性者フォローアップ経費

厚生労働大臣が必要と認めた額

陽性者のフォローアップ事業に必要な旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料

別紙 単価基準表（健康増進事業費県補助金）

4 訪問指導費(補助率2／3)

次により算定した額

人口区分ごとに次のとおりとする

人口区分	基準単価(円)
1万人未満	11,000
1万人以上3万人未満	18,000
3万人以上10万人未満	52,000
10万人以上30万人未満	209,000
30万人以上	608,000

訪問指導事業の実施に必要な報酬、給料(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、役務費(通信運搬費、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

5 総合的な保健推進事業(補助率2／3)

厚生労働大臣が必要と認めた額

総合的な保健推進事業の実施に必要な給料(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、報償費、旅費、使用料及び賃借料、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費、委託料

様式第1号（第4条関係）

令和 年度健康増進事業費県補助金交付申請書

第 号
令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

市町村長

令和 年度において支弁する健康増進法第17条第1項及び第19条の2の規定する費用に対する県補助金として、下記の金額の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 申請額 金 円

2 令和 年度健康増進事業費県補助金所要額調書（別紙1、2、計算書）

3 歳入歳出予算（見込）調書

様式第2号（第6条関係）

令和 年度健康増進事業費県補助金交付決定通知書

第 号
令和 年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和
年度健康増進事業費県補助金については、下記のとおり交付する。

記

1 交付金額 金 円

2 支払方法 概算 払

3 交付の条件

- (1) 事業内容の変更（軽微な変更は除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は、事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

様式第3号（第7条関係）

令和 年度健康増進事業費県補助金交付請求書

第 号
令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

市町村長

令和 年 月 日付け健寿第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和 年度健康増進事業費県補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 交付金額 金 円

2 請求額 金 円

3 振込先(債権者コード)

様式第4号（第10条関係）

令和 年度健康増進事業費県補助金事業実績報告書

第 号
令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

市町村長

令和 年 月 日付け健寿第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和 年度健康増進事業費県補助金に係る事業実績について、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、次の関係書類を添えて報告します。

記

1 令和 年度健康増進事業費県補助金事業実績書（別紙1、2 計算書）

2 歳入歳出決算（見込）調書

様式第5号（第10条関係）

令和 年度健康増進事業費県補助金交付額確定通知書

第 号
令和 年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け健寿第 号で交付決定した令和 年度
健康増進事業費県補助金については、令和 年 月 日付け
第 号の事業実績に基づき、交付額を下記のとおり確定したので通知す
る。

記

確 定 額 金

円

様式第6号（第10条関係）

令和 年度健康増進事業費県補助金交付額確定通知書

第 号
令和 年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け健寿第 号で交付決定した令和 年度
健康増進事業費県補助金については、令和 年 月 日付
け 第 号の事業実績に基づき、交付額を下記のとおり確定し
たので通知する。

なお、超過交付となった金 円については、補助金等の交付
手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）第17条第2項の規定
により、別に送付する納入通知書により令和 年 月 日までに返還を
命ずる。

記

確 定 額 金 円